

議案第41号

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年11月29日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、改正する必要があるからである。

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛西市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年愛西市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条第1項中「以下この条において同じ。」を「以下この条及び次条において同じ。」に、「以前」を「前」改め、同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第13条の2 給与条例第21条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第21条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（市長が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内におけるパートタイム会計年度任用職員としての任期（任命権者を同じくするものに限る。）の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日までパートタイム会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。